

重要

新規お取引先 各位

株式会社マツコー 代表取締役 松尾 博士

新規取引に関する手続きおよび労災保険加入の徹底について

拝啓 平素より大変お世話になっております。

この度は、弊社とのお取引をご検討いただき、誠にありがとうございます。

さて、弊社では建設業法および労働安全衛生法の趣旨に基づき、適正な契約の締結および安全管理体制の強化を目的として、下記の通り新規取引に関する手続きおよび労災保険加入の確認を徹底させていただくこととしております。

つきましては、下記内容をご確認のうえ、ご対応賜りますようお願い申し上げます。

1. 新規取引先登録手続きについて

弊社所定の「新規取引先登録手続き」の完了後、工事請負契約の締結をいたしております。契約未完了の際はいかなる理由があってもお支払いを行うことができません。
円滑なお取引のため、必要書類のご提出を速やかにお願いいたします。

2. 一人親方の労災保険特別加入について

一人親方として従事される場合には、労働災害保険の特別加入を必須とさせていただいております。また、特別加入の事実を確認するため、加入証明書（写し）等のご提出がない場合には、お支払いを行うことができません。

3. 法令遵守について

建設業法においては、適正な契約の締結および施工体制の確保、並びに労働者の安全確保が重要な責務として位置付けられております。弊社におきましても、元請業者としてこれらの法令遵守を徹底し、安全で適正な施工体制の構築に努めてまいります。

以上

本件につきましてご不明な点がございましたら、弊社担当までお問い合わせください。
何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

お取引業者様各位

株式会社マツコー
TEL:0942-83-2776
FAX:0942-85-2315

取引先シート提出のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

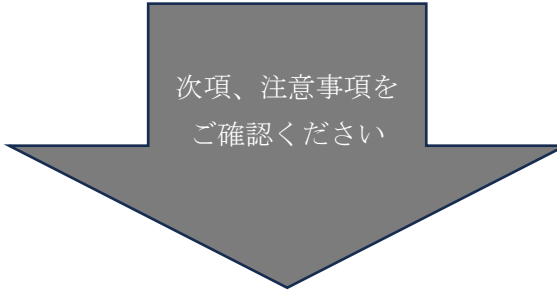
さて、弊社では、新しくお取引させていただく協力業者様及び資材納入業者様におきましては「新規取引登録シート」をご提出いただいています。

つきましては、取引登録シートのご提出をお願い致します。
一週間以内に、必要事項をご記入頂き、①～⑧の各項目まで有の場合は、それぞれ加入証明書、もしくは加入番号が分かるもののコピーと一緒に、FAX (0942-85-2315) もしくはメール（総務部 宮山：k_miyayama@matukoh.com または現場担当者宛て）にお送り頂きますよう宜しくお願い致します。

ご不明な点が御座いましたら、(株)マツコー総務部まで、ご連絡いただきますようお願い致します。

ご多忙中のところ恐れ入りますが、何卒宜しくお願い致します。

敬具



次項、注意事項を
ご確認ください

注意事項、添付書類について

・注意事項

記入漏れ、回答漏れのないようお願い致します。

必要な書類は全て揃えてご提出くださいますようお願い致します。

・添付書類

①～⑧までの設問で有とのご回答の場合、添付書類として以下の書類のコピーをご提出ください。

金額は塗りつぶしていただいて構いません。

- ①建設業許可証：建設業許可証、建設業許可証明書のいずれか。
- ②産業廃棄物に関する許可：産業廃棄物業許可証
- ③その他取得許可・資格：取得許可証、資格証
- (④※建設キャリアアップシステム：書類添付不要)
- ⑤社会保険加入：保険料納入告知額・領収済額通知書
- ⑥雇用保険加入：雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）
労災保険加入：労働保険料等納入通知書（雇用・労災）
労働保険概算・増加計算・確定保険料申告書のいずれか。
- ⑦労災特別加入：労働保険等一括有期事業総括表、算定基礎賃金等の報告
- ⑧建退共加入：建退共契約証（色が濃い為、FAXでは黒く潰れてしまうことがあります
のでご注意ください。）